あおぞらプランⅢ

あおぞら宣言（知的障がい施設利用者権利宣言）

前文

2016年、大変不幸な事件が起きました。それは、「障がい者はいなくなればいい」と言う大変身勝手な考えに基づいた事件でした。もし自分に障害があったらどんな気持ちがするでしょうか。障害がある人もない人もみな同じ人間です。同じようなことを考えます。

どうやって生きていったらいいのか、どうしたらみんなに理解してもらえるのかを、いつも考えていますが、むずかしいことです。社会に出ると何か遠い目で見られているような時があって、とても悲しい気持ちになります。でも、社会には自分の悲しい気持ちを励ましてくれたり、慰めてくれる人がいます。そうした時、私は一人で生きているのではないと失いかけた自信を取り戻したりします。ここに私たちの思いを6条にこめて、障がい者としてではなく、一人の人間として力強く生きていくことを宣言します。

第１条　障害者としてではなく一人の人間としてみてほしい

障害を持っているからといって、差別せず、一人の仲間として受け止めてほしい。平等に扱ってほしい。

第２条　自分のことは自分で決めます

選択肢をもらえれば、自分で決められることもある。決められない事は手助けしてほしい。できるのに手伝ってもらうのは違うと思う。

第３条　好きなところで暮らします

今いる家で家族と一緒に住みたい。アパートを借りて一人暮らしをしたい。外に出て仕事をしてみたい。

第４条　自分のお金は自分のために使います

お金を自由に使えないので不満だ。練習して自分でお金が持てるようになりたい。好きなものを買いたい。

第５条　生きがいを持ちます

夢を実現させたい。趣味ややりたいことを応援してほしい。楽しいことをもっと教えてほしい。趣味がないので一緒に考えてほしい。選択肢を増やしたい。

第６条　共に生きる社会を作ります

神奈川県では、2016年10月に、ともに生きる社会かながわ憲章を定めました。私たちも神奈川県民として共に生きる社会を作ります。

権利宣言だけでは、世の中は変わらないと思います。施設の中だけではなく、もっと社会へ訴えていかなければ、私たちの本当の権利は守られないと思います。

あおぞらまもろう宣言（知的障がい者権利擁護宣言）

第１条　あおぞら宣言の尊重

私たち支援者は、あおぞら宣言を尊重し、利用者一人ひとりをかけがえのない存在として大切にし、共に生きることをめざします。

第２条　個人の尊厳

私たち支援者は利用者の障害の状態、行動、性格、年齢、性別等いかなる理由によっても差別せず、励ましと賞賛を忘れず、一人ひとりが安心と誇りを持って暮らせるよう支援します。
私たち支援者は、常に利用者の声をよく聞き、悩んでいる時、あるいは利用者から支援を求められた時は、適切に解決するように努めます。

第３条　サービス利用者・市民権

私たち支援者は、利用者の市民としての権利を守り、常に対等な立場で誠実に接し、地域社会の中で豊かな生活を送ることが出来るように努めます。成年後見制度の利用を推進します。参政権の行使を支援します。

第４条　プライバシー保護

私たち支援者は、利用者の知る権利を大切にするとともに、利用者一人ひとりの情報とプライバシーを守り、秘密保持、私的空間と時間の確保に配慮します。

第５条　自己決定権

私たち支援者は、利用者の個性を理解し、障害の状態に応じた支援を受ける権利と、利用者自らが選択、決定したことを尊重し、自分の事は自分で決める権利を保障します。そのために私たち支援者は、真の意思決定支援を実践します。

第６条　表現の自由

私たち支援者は、交流と表現活動を、利用者の権利として支援します。

第７条　財産権

私たち支援員は、利用者の年金、貯蓄、遺産等、財産を守り、それらの権利がおかされることがないよう成年後見制度等を利用し支援します。

第８条　社会意識の改革

私たち支援者は、利用者が地域の中で市民として生活していくために、常に地域の理解と協力を得られるように努めます。

第９条　不服の申し立て

私たち支援者は、利用者の人権を守るためにオンブズマン制度・苦情解決制度・第三者評価・利用者自治会活動等を利用し、本人の訴えが解決されるよう支援します。

第10条　社会的マナー

私たち支援者は、福祉サービスを行う者として、言動や身だしなみに注意を払います。

第11条　研鑽

私たち支援者は、福祉サービスを行う者として、常に研鑽に努めます。

あおぞら計画（行動計画）

基本行動計画

1　利用者の個々の障害を理解し、個人として尊重します。
2　利用者に対して虐待はどんな理由があってもしません。
3　危険防止のための行動抑制について、十分に説明し同意を得ます。
4　利用者に対し年齢に応じた適切な呼称を用います。呼び捨てやあだ名、『君、ちゃん』呼びはしません。
5　「先生」呼びを廃止します。
6　施錠のあり方について常に検討します。

意思決定支援

1　利用者自治会と本人活動 (セルフ･アドボカシー) への支援をすすめます。
2　利用者本人に関する話し合いへの参加をすすめます。
3　衣食住や施設内の役割に関する利用者の希望、選択、決定を尊重します。
4　日課、作業、行事等についての目的、内容、期間を明示し、本人同意の上実施します。
5　個人の飲酒、喫煙等の嗜好を尊重します。
6　わかりやすく情報を提供します。
7　預かり金の管理状況を開示し、本人の意思にもとづいて使用します。

市民としての暮らしの保障

1　地域生活支援を推進します。
2　成年後見制度等の利用により、財産管理制度を確立します。
3　男女交際、同居、結婚の支援をすすめます。
4　プライベートな時間と空間を保障します。

権利擁護システムが確立

1　虐待防止委員会を作ります。
2　苦情解決に積極的に取り組みます。
3　第三者評価を受審します。
4　オンブズマン活動の充実・推進をはかります。

かながわ県内の知的障害関係オンブズパーソン活動

通称・名称	事務局等	活動エリア	連絡先 tel.・fax.・e-mail・URL
Ynet OP NPO 法人　福祉オンブズパーソン Yokohama-Net	〒 231-0014 横浜市中区常盤町４－ 47 ニューイナズマビル 302 号	横浜市内	Tel. 03- 6433- 0493 Fax. 03- 6433- 0494 ✉ mail@kaise-office.com
オンブズパーソン活動を 支える市民組織 福祉ネットワークみやまえ	〒 216-8799 川崎市宮前区宮崎 6-15-7 福祉ネットみやまえ	川崎市 宮前区近辺	Tel. 090- 4069- 0058 Fax. 044- 854- 4448 ✉ fukusinetmiyamae@hotmail.com
横三 OP 活動 横須賀・三浦地区 知的障害児・者施設 オンブズパーソン活動	〒 239-0842 横須賀市長沢 4-13-1 社会福祉法人清和会　三浦しらとり園	横須賀・三浦地区 （横須賀市・三浦市・鎌倉市）	Tel. 046- 848- 5255 Fax. 046- 848- 5258 ✉ siratori.hurudate@shirt.ocn.ne.jp
Ｓネット 特定非営利活動法人 湘南ふくしネットワーク オンブズマン	〒 253-0043 茅ヶ崎市元町 5-22　永井ビル３階	神奈川県湘南東 保健福祉圏域	Tel./Fax. 0467- 85- 6660 Tel. 090- 4937- 4904（相談受付・事務局） ✉ info@npo-snet.com http://www.npo-snet.com
NPO Ａネット 特定営利活動法人 あつぎ福祉ネットワーク	〒 243-0035 厚木市愛甲 1-7-6	県央西地区 （厚木市内・愛甲地区） その他地域	Tel. 046- 247- 7503 Fax. 046- 247- 7508 Tel. 080- 5428- 7503 ✉ a-net@y2.dion.ne.jp
e ネット 神奈川県県央東地区 オンブズパーソンネットワーク	〒 242-0005 大和市西鶴間２-24- 1 社会福祉法人大和しらかし会　第２松風園	県央東地区 （綾瀬・海老名・大和・座間）	Tel. 046- 274- 2426 Fax. 046- 276- 9049 ✉ y.meguro@oak.or.jp
KW ネット 県西地区障害者施設 権利擁護ネットワーク	〒 256-0802 小田原市小竹 186 わらべの杜	県西地区 （小田原・南足柄・松田・大井・ 中井・開成・山北・箱根・ 真鶴・湯河原）	Tel. 0465- 43- 1515 Fax. 0465- 43- 3500 ✉ tokai@yorube.or.jp
ネットさがみはら 相模原福祉 オンブズマンネットワーク	〒 252-0223 相模原市中央区松が丘 1-23-1 障害者支援センター松が丘園	相模原市内	Tel. 042- 758- 2121 Fax. 042- 758- 7070 ✉ matsuda@sagamihara-shahuku.or.jp

あおぞらプランの沿革

1993 年「人権検討委員会」

「すべての人は、人間としての誇りをもって、実りある人生を生きる権利を有している」、そのあたりまえのことを知的障害施設において具現するために、弁護士、学者、関係団体および行政関係者、そして、施設利用者の代表によって、人権検討委員会を設置しました。

1994 年「あおぞらプラン」

人権検討委員会の提言を受けて、知的障害者の権利宣言を柱とする、職員権利擁護宣言、職員倫理綱領、職員行動計画、オンブズマン制度で構成される「あおぞらプラン」が、4月に知的障害施設協会（現在の施設団体連合会）総会において承認されました。

1994 年「あおぞらプラン推進事業」

「あおぞらプラン」に基づいた具体的な事業の推進のために、人権特別委員会を設置し、職員および利用者のための研修、利用者の交流や意見発表の場である「あおぞらパーティー」の開催、推進状況調査、そしてあおぞらマン（オンブズマン活動）等の事業を展開。

以後５年間、プラン推進の取り組みの中で、各施設独自の「あおぞらプラン」の取り組みも増え、あおぞらパーティーをきっかけに、利用者の意見から施設サービスの質を考える方向に向かいつつあります。その一方で、実態調査の結果からは、人権意識のばらつきは大きく、残念ながらいくつかの人権侵害が起きている事実が報告されました。

2000 年「あおぞらプランⅡ」

「あおぞらプラン」推進の取り組みと実態の中で、1998 年より人権委員会を中心に、より具体的な推進のための指針づくりを検討し、改訂版として「あおぞらプラン（監）」が策定されました。「あおぞらプラン（監）」では、その中のあおぞら宣言（知的障害施設利用者権利宣言）は、1999 年のあおぞらパーティーで施設利用者によって採択されたものであり、67 施設 470 名の利用者自身の声がそのまま権利宣言になっています。そしてその実現のために、職員、施設、連合会の行動計画が具体的に示されています。

あたりまえの生活が、願いではなく現実にあるために、「あおぞらプランⅢ」は 21 世紀に向けて提案します。

2019 年「あおぞらプランⅢ」

あおぞらプランⅡが作られた２０００年以降、福祉を取り巻く状況が大きく変わりました。制度の変革はもちろんのこと、権利擁護では、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整理が着々と進み、ついに 2014 年日本も批准に至りました。「我々のことを我々抜きで勝手に決めるな」（Nothing about us without us）のスローガンは、正にあおぞらプランⅡの精神そのものでした。

人権委員会では、新しいあおぞらプランを作るべく、2015 年から施設利用者全員を対象にアンケートを取り、約 400 事業所、7000 人の声を集め新しいあおぞら宣言を作り、2017 年のあおぞらパーティーで、新あおぞら宣言として参加者全員の賛成で採択されました。私たちは、新あおぞら宣言の実現のために、あおぞらまもろう宣言、あおぞら計画を作成し、利用者の権利擁護のために邁進していきます。

神奈川県知的障害施設団体連合会
〒221-0844
横浜市神奈川区沢渡 4-2　神奈川県社会福祉会館
TEL.045-316-5610　FAX.045-324-0426